

暴走族相談員に関する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第7号

暴走族相談員に関する規則

暴走族相談員に関する規則（平成12年広島県公安委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、広島県暴走族追放の促進に関する条例（平成11年広島県条例第39号。以下「条例」という。）第15条に規定する暴走族相談員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（暴走族相談員の基本的な心構え）

第2条 暴走族相談員は、その業務を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないよう留意しなければならない。

2 暴走族相談員は、常に人格識見の向上と業務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（担当区域及び定数）

第3条 広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第15条第1項の規定により暴走族相談員を委嘱する場合には、次に掲げる地区を基準として担当区域を定め、その担当区域ごとに行うものとする。

- (1) 暴走族のい集状況が著しい地区
- (2) 暴走行為が日常的に繰り返される地区
- (3) 暴走族構成員が多数居住する地区
- (4) その他暴走族の活動が活発な地区

2 暴走族相談員の定数は、担当区域の状況に応じ、当該担当区域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）ごとに定めるものとする。

（推薦）

第4条 管轄署の長（以下「管轄署長」という。）は、当該担当区域に居住する者のうちから、次の要件を満たし、暴走族相談員としてふさわしい者を広島県警察本部長（以下「本部長」という。）を経由して公安委員会に推薦するものとする。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (2) 業務の遂行について必要な熱意及び時間的余裕を有していること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

2 前項の推薦は、別記様式第1号による暴走族相談員推薦書を公安委員会に提出して行うものとする。

（委嘱）

第5条 公安委員会は、暴走族相談員の委嘱に際しては、別記様式第2号による委嘱状を当該暴走族相談員に交付するとともに、管轄署長にその旨を通知するものとする。

（任期）

第6条 暴走族相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠の暴走族相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 暴走族相談員は、再任されることができる。

（業務内容）

第7条 暴走族相談員は、条例第15条第1項各号の業務として、次の活動を行うものとする。

- (1) 暴走族に加入するおそれのある少年又はその保護者等から、暴走族への加入防止についての相談に応じるとともに、担当区域における各種会合に参加し、当該担当区域の住民に協力を求めるなど、当該少年を暴走族へ加入させないための活動
- (2) 暴走族構成員又はその保護者等から、暴走族からの離脱についての相談に応じるとともに、必要な情報の提供や技術的な助言を行うなど、当該暴走族構成員を暴走族から離脱させるための活動
- (3) 暴走族離脱者又は暴走族からの離脱を希望する者（以下「暴走族離脱者等」という。）を学業・就業環境へ円滑に適応させ、又は暴走族離脱者等に対する暴走族関係者の離脱妨害を防ぐため、関係機関の紹介等必要な支援を行う活動
- (4) 街頭において行う暴走族構成員に対する補導活動
- (5) 担当区域における暴走族追放の促進に関する活動に協力し、又はその活動を援助する活動

（暴走族相談員証）

第8条 暴走族相談員は、その業務を行うに当たっては、暴走族相談員であることを示す証明書（以下「暴走族相談員証」という。）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する暴走族相談員証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

（講習及び指導）

第9条 公安委員会は、暴走族相談員を委嘱したときは、当該暴走族相談員に対し、その業務に関し必要な知識及び技術について講習を行うものとする。

2 暴走族相談員は、その業務に関して、公安委員会の指導を受けるものとする。

（解嘱）

第10条 公安委員会は、暴走族相談員から辞職の申出があったとき又は暴走族相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障その他の理由により業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 業務上の義務に違反し、又はその業務を怠ったとき。
- (3) 暴走族相談員としてふさわしくない非行のあったとき。

2 管轄署長は、その管内の暴走族相談員が前項の規定に該当すると認めるときは、別記様式第4号による暴走族相談員解嘱具申書を本部長を経由して公安委員会に提出するものとする。

3 公安委員会は、前項の暴走族相談員解嘱具申書に基づく審査の結果、当該暴走族相談員を解嘱することが適当と認めるときは、別記様式第5号による解嘱状を当該暴走族相談員に交付するとともに、管轄署長にその旨を通知するものとする。

（本部長への委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、暴走族相談員の委嘱等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この公安委員会規則は、平成22年4月1日から施行する。

(別記)
様式第1号 (第4条関係)

(表)

平成 第 年 月 日 号

広島県公安委員会 様

警察署長

暴走族相談員推薦書

暴走族相談員として、次の者を推薦します。

住 所			
ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生		
職 業		電 話	
家 族			
経 歴 及び 兼 職			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

適任者と認められた理由	<ul style="list-style-type: none">○ 社会的信望を有するか。 ○ 熱意及び時間的余裕を有するか。 ○ 生活が安定しているか。 ○ 健康で活動力を有するか。
関係機関の意見等	
備考	
優先順位	位

様式第2号（第5条関係）

委 嘱 状

様

暴走族相談員を委嘱します。

平成 年 月 日から

委嘱期間

平成 年 月 日まで

担当区域

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号（第8条関係）

（表）

No.

写真

暴走族相談員証

管轄警察署
氏名

(年 月 日生)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

（裏）

- 1 この証は、業務を遂行するときには必ず携帯し、暴走族相談員であることを証明する必要があるときは、この証を提示すること。
- 2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 暴走族相談員でなくなったとき又は有効期間満了のときは、直ちに返納すること。

- 備考1 色彩は、縁を淡青色，文字を黒色，地を白色とすること。
- 2 図示の長さの単位は，センチメートルとすること。

様式第4号（第10条関係）

平成 第 号
年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長

暴走族相談員解嘱具申書

次の暴走族相談員の解嘱を具申します。

住所・氏名 生年月日	
解嘱を必要と 認める理由 (資料があれば添付)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号（第10条関係）

解 嘱 状

様

次のとおり暴走族相談員を解嘱します。
なお、先に交付した暴走族相談員証を管轄の警察署を通じて返還してください。

解嘱理由

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。